

島本町新体育館等整備等事業者選定支援業務仕様書

1 名称 島本町新体育館等整備事業者選定支援業務

2 履行期間 契約締結日の翌日から令和9年3月31日まで

3 目的

令和6年度に策定した「島本町新体育館等整備基本計画」に基づき、水無瀬川緑地公園内に屋内プールを併設した新体育館の整備をデザインビルド方式（以下、DB方式という。）で実施するにあたり、事業者の選定、契約を円滑に行うための支援業務を行う。

4 業務の対象事業

本業務の対象となる事業概要は、以下のとおりとする。

(1) 事業名

島本町新体育館等整備事業

(2) 建設予定地

島本町山崎二丁目1番（水無瀬川緑地公園内）

(3) 規模

敷地面積：公園全体30,624㎡

整備区域：約9,000㎡

(4) 完成予定

令和11年度

(5) 計画概要

「島本町新体育館等整備基本計画」を参照すること。

5 委託業務内容

(1) 前提条件の整理

ア 令和6年度に策定した「島本町新体育館等整備基本計画」を踏まえ、DB方式による事業内容や業務範囲などの事業の前提条件を整理する。

イ 本事業をDB方式で実施するにあたっての募集選定手続きに係る全体スケジュールを作成する。なお、募集選定手続きは公募型プロポーザル方式を想定する。

(2) 事業費の精査

業務範囲及び要求水準を踏まえ、施設整備に係る概算事業費を算定し、事業に係る債務負担額の設定に係る支援を行う。

(3) 募集要項等の作成及び公表に係る支援

ア 以下に示す募集要項等の公告資料の検討、作成を行う。

イ 募集要項（審査基準含む）、要求水準書（付属資料を含む。）、提案様式集な

ど、本事業に沿った内容で資料作成及び公表に係る支援を行う。なお、事業契約書（案）については、町が作成したものを精査すること。

ウ 募集要項の公表後、民間事業者からの質問の整理及び分担の設定、回答案の作成、回答の公表に係る支援を行う。質問回答は、参加資格に関する事項、事業内容に関する事項などスケジュールに応じて適宜設定する。

(4) 事業者選定委員会の運営に係る支援

ア 民間事業者から提出された提案書の評価及び審査を行う選定委員会（４回程度）の運営支援を行う。

イ 事業全体の概要や審査基準及び審査方法の決定、提案書受付後の審査等に関して、各回における委員会資料の作成、出席、議事要旨の作成など、一連の支援を行う。

(5) 民間事業者の選定に係る支援

ア 民間事業者の提案について、基礎審査のチェックをはじめ、必要に応じて提案内容の整理など、事業者の審査及び評価選定に係る支援を実施する。

イ 事業者選定後の公表書類（選定結果、審査講評など）の作成支援を行う。

(6) 事業契約の締結等に係る支援

事業契約書（案）及び提案内容に基づき、選定事業者との事業契約締結に向けて必要となる支援を行う。

(7) その他支援

本業務や事業推進にともなう資料作成補助や助言など、発注者と協議のうえ必要となる支援を適宜行う。

6 成果品

- ・成果報告書（業務において作成、公表した資料等） １部（ファイル綴じ）
- ・電子データ（CD-R等） １部

7 支払い

完了払い

8 その他

(1) 業務の実施

受注者は、本業務に先立ち工程表を作成し、発注者に提出すること。また、業務の適切で円滑な進捗を図るために、発注者と常に密接に連絡を取り、業務の進捗状況報告等の発注者の必要な要請や連絡事項には速やかに答えることとする。また、その内容をその都度記録し、打合せの際相互に確認するものとする。

(2) 検査及び引き渡し

受注者は、業務が完了したときは、その旨を発注者に通知するとともに、発注者の完了検査を受けた上で、成果品を納入しなければならない。検査の結果、修正が必要な場合は、速やかに発注者の指示に従い実施するものとし、それに

係る費用は受注者の負担とする。

(3) 権利の帰属

成果品その他、本業務にかかる著作権及び版權等一切の権利については、すべて発注者に帰属するものとする。

(4) その他

この仕様書に定めのない事項や疑義が生じた事項については、発注者と受注者は速やかに協議を行い、これを定めることとする。